

第15回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年11月21日
 告示番号 第11号
 会議年月日 令和元年11月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 金 野 隆
 企画係長 千葉 奈津枝
 主 任 千 葉 東

本日の案件 第15回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時34分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第15回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、14番 畠山 信吾 委員より欠席の旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名するにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に5番 鈴木 勝 委員、8番 松岡 千賀子 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第31号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員</p>

農政専門委員長

長より報告願います。

それでは、私のほうから報告いたします。

第4回農政専門委員会委員長報告。

1つ開催日時、令和元年10月28日月曜日、16時から17時30分。

2、開催場所、川崎農村環境改善センター会議室。

3、出席者、私 石川、それから農政専門委員9名。

欠席は畠山信吾 委員でございました。

事務局からは小野寺事務局長、金野事務局長補佐、千葉係長。

4、協議事項、(1) 令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について、項目ごとに事務局から説明、委員による協議を行った。

主な意見と、それによる修正内容。

前段については意見なしということでありました。

1 担い手への農地利用の集積・集約化について、意見の順番を見直すこと。

(3) 中、「地域への支援」を「地域に合った支援」と修正すること。

2 遊休農地の発生防止・解消について、(6)の冒頭に、畦畔の撤去について言及すること。

スマート農業の導入への支援について追加すること。

3 新規参入の促進について、今後のさらなる支援強化のため、「充実した」を削除すること。

新規就農の際の施設導入に支援が必要、(2)に追加すること。就農前に2週間から1か月程度、試しに滞在して一関を知ってもらえるような制度があればよいと思っている、意見として追加してほしい。

4 有害鳥獣に関する農作物被害の軽減について、「周知の機会を積極的に設けること」を「周知の徹底を図ること」とすること。

以上の協議の結果を事務局で再度整理し、11月5日開催の農地利用最適化推進委員会議で委員の意見を聞く。

その意見も踏まえた意見書案について、農政専門委員の確認のうえ、第15回農業委員会総会の議案として上程することとする。

また、意見書の提出は、11月中を予定している。

以上でございます。

以上で「報告第31号」の説明を終わります。

議 長

議
議

長
長

局

長

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第31号の質疑を終わります。

次に、「報告第32号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

それでは、7ページをお開き願います。

報告第32号、専決処分の報告についてご説明します。

一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告するものでございます。

8ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年11月11日であり、専決処分した内容につきましては、一関市長より意見聴取の協議があった、一関農業振興地域整備計画の変更に係る下記に記載の農地の編入に対し、許可相当と決定したものです。

参考資料、今日お配りしました1枚ものの参考資料がございますが、こちらのほうをご覧願いたいと思います。

本案件は、先月開催の総会において保留とされた案件であります。

申請地は登記簿上は墓地ですが、平成31年3月に墓地を移転し、田として整備して今年から作付けを始めました。

登記地目が農地以外であっても、農業振興地域の整備に関する法律に規定されている設定基準に照らして、農業振興の上で農用地としての利用が適当な場合は編入が可能であり、申請地はその設定基準を満たしています。

市は農振計画の変更の決定を年内に行う必要があり、県との協議等を進める上で11月総会後の回答では間に合わないことから、会長において許可相当と認め、専決処分したものです。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「報告第32号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第32号の質疑を終わります。

次に、「報告第33号 専決処分の報告について」を上程いたし

局長

ます。

局長より説明いたさせます。

9ページをお開き願います。

報告第33号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

10ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年11月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から19ページの第17号までの17件、15名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第33号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長
議長

なければ、報告第33号の質疑を終わります。

次に、「報告第34号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

それでは、20ページをお開き願います。

報告第34号 農地現状変更届出の報告について、その内容を説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第6号までの6件、8筆の

現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が5件及びハウス設置のための圃場整形が1件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第34号」の説明を終わります。

質問ありましたら。

(なしの声あり)

議 長

報告第34号の質疑を終わります。

次に、「議案第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

21ページをご覧ください。

議案第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請2件でございます。

第1号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号についても、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

22ページをご覧ください。

第4号については、譲受人が既に自らの耕作地と一体で管理をしており、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

議 長	<p>最後に藤沢地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第5号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。</p> <p>以上5件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第105号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。</p>
22番 佐藤 圭一 委員	<p>まず、一関地域の担当委員さん、お願いいたします。</p> <p>一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和元年11月12日、火曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 齋藤、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 渡邊委員、事務局職員 小野寺事務局長、阿部主任主事、千葉主任。</p>
議 長	<p>報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。</p>
3番 皆川 清喜 委員	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>花泉地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日は令和元年11月11日、午前9時半より、調査員、農業委員 私 皆川、農地利用最適化推進委員として千葉 浩昭 委員、佐藤 松雄 委員、事務局職員 西巻主査、支所職員 後藤 博之 産業経済課主任、5名で行いました。</p>
議 長	<p>報告内容、第3号から第4号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われました。</p>
10番 佐藤 和威治 委員	<p>以上です。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日は令和元年11月11日、午前10時半からでございます。</p>

す。

現地調査員は本員と畠山委員、農地利用最適化推進委員といたしまして菅原委員、支所職員は佐藤産業経済課主事であります。

報告の内容でございますけれども、第5号につきまして、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認をいたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われるものであります。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第105号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第106号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、23ページをお開き願います。

議案第106号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案内容についてご説明します。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により申請がありましたので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請でございますが、大東地域の1件でございます。

なお、この案件ですが、備考欄に記載がありますとおり、26ページをお開きください。

農地法第5条議案のうち、番号8と同一事業で関連がございますので、併せてこの際、説明をさせていただきます。

戻りまして、23ページ、第1号ですが、休耕中の農地2筆にまたがりまして自己住宅を建築したいために転用申請をするもので

ございます。

本案で申請のありました大東町摺沢字但馬崎64番8は自己所有地で第4条申請を行うものです。

それで、26ページの番号8をご覧いただきたいのですが、こちらの1筆は5条申請がありました。大東町摺沢字但馬崎64番12の申請でございますが、4条申請地の隣接地でございます、これを使用貸借により申請を行うものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

法令等による確認をしたところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

以上で「議案第106号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、担当地域の委員さんの現地調査結果についての報告をお願いいたします。

大東地域の担当委員さん。

11番
石川 誠司 委員

農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和元年11月11日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員 小野寺 照夫 委員、小野寺 進 委員、事務局職員 千葉主任、支所職員 熊谷産業経済課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、摺沢駅から東に約910mの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が5条転用予定地、北側が宅地、南側が雑種地となっている。

申請者が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道への排水を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第106号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第106号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、24ページのほうをお開きください。

議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案内容についてをご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により申請がありましたので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は9件でございます。

一関地域が5件、花泉地域が2件、大東地域が1件、千厩地域が1件でございます。

初めに第1号でございますが、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第3種農地と判断いたしました。

第2号は、市の公共下水道工事の発生土の処理場として、許可日から令和4年11月30日まで使用貸借して一時転用申請をするもので、事業完了後は、発生土を利用して排水の良い状態で農地として使用できるよう速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

農地区分は、都市計画区域内の第3種農地と判断いたしました。

第3号でございます。

譲受人が、自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

次ページをお開きください。

第4号は、譲受人が一般住宅用地3区画を宅地分譲整備したいために転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第3種農地と判断いたしました。

た。

続きまして、第5号でございます。

譲受人が一般住宅用地2区画を宅地分譲整備したいために転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第3種農地と判断いたしました。

続きまして、第6号、次ページの第7号と併せた2件についてを説明させていただきます。

本案は、「一関市特定環境保全公共下水道（花泉排水区）天神前地区排水路整備その3工事」に伴って、重機作業用通路及び機械・資材置き場として2筆の農地の一部を許可日から令和2年3月31日まで賃貸借して一時転用するものです。

なお、貸付人及び転用理由等は各号に記載のとおりでございます。

借受人は同じ請負業者となっており、農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

事業完了後に速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

次の8号でございますが、先ほど議案第106号の4条申請において説明をさせていただきましたので割愛させていただきます。

第9号、こちらのほうは借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用したいので、農地の一部について使用貸借により令和2年1月20日から令和2年7月19日まで使用貸借して一時転用申請をするものです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載されているとおりです。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

以上で「議案第107号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員より現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

議 長

22番
佐藤 圭一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をさせていただきます。

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から東に約950mの位置にあり、周辺は東側が公衆用道路、西側が宅地、南側が現況宅地、北側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第2号、申請地は、一関インターチェンジから西に約900mの位置にあり、周囲は東・西側が宅地、南側が国道、北側が用悪水路となっている。

申請人が下水道工事等に伴う発生土の処分場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第3号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約820mの位置にあり、周囲は東・南側が市道、西側が現況宅地、北側が水路となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第4号、申請地は、一関市役所から北に約890mの位置にあり、周囲は東・西側が市道、南側が宅地、北側が農地となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第5号、申請地は、JR山ノ目駅から南に約840mの位置にあり、周囲は東・北側が市道、西側が宅地、南側が宅地及び農地となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

3番
皆川 清喜 委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条の調査報告を行います。

現地調査日、調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、第7号について、申請地は、JR花泉駅から北東に約250mの位置にあり、周囲は東側が農地及び河川、西・南側が水路及び市道、北側が道となっています。

申請人が公共工事に伴う作業通路及び機械・資材置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと思われました。

以上、報告を終わります。

議 長

11番
石川 誠司 委員

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告を行います。

大東地域、現地調査日は令和元年11月11日、月曜日、午前9時30分より、調査員といたしまして農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員といたしまして小野寺 照夫 委員、小野寺 進 委員、事務局職員といたしまして千葉主任、支所職員は熊谷産業経済課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、摺沢駅から東に約910mの位置にあり、周囲は東側が4条転用予定地、西・北側が宅地、南側が雑種地となっている。

申請者が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道への排水を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。

以上で終わります。

議 長

24番
千田 幹雄 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日は令和元年11月11日、午後1時30分より行っており

ます。

調査員が、農業委員が私 千田、それから農地利用最適化推進委員が小野寺、渡邊の両委員、支所職員が畠山産業経済課農林係長。

報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、JR小梨駅から北に約4.2kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が山林、北側が市道となっております。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う資材置き場及び作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はないものと思われま。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

満場です。

よって、「議案第107号」を許可相当と決します。

次に、「議案第108号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

それでは、27ページをご覧ください。

議案第108号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてをご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請で、室根地域の3件4筆でございます。

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

局長補佐

本案は、転用事業者が当初平成31年1月25日付で転用許可を受け、農地法第5条による「公共工事に伴う仮設道路及び資材置き場」として令和元年12月31日まで一時転用許可を受けておりましたが、岩手県発注の「本宿の沢筋 本宿地区溪流保全工工事」の工事請負契約期間が3か月間延長されたため、一時転用期間を令和2年3月31日まで延長しようとするものでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

議 長

以上で「議案第108号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第108号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第108号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第109号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

28ページをお開き願います。

議案第109号 一関市農用地利用集積計画の撤回についての議案内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画撤回処分書の提出があったので、議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、千厩地域に係る利用権貸借の撤回が39件でございます。

申請地は、令和3年度より農地中間管理機構関連農地整備事業により基盤整備を行う予定の小梨地区内の農地で、本事業により基盤整備を行うためには、15年以上の貸借契約が必要なために、以前の10年の貸借契約を一度撤回し、今月の集積・配分計画で再度15年以上の契約を締結するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第109号」の説明を終わります。

審議願います。

10番 佐藤 和威治 委員	議 長	<p>わからないので質問しますが、撤回というのは、これまでの期間の分も含めて撤回をするという動きになるのでしょうか。</p> <p>それとも、これまで過ぎ去った期間については生きていて、その期間はその契約は生きていたと、これから先の分を撤回する、そういう意味なんですか、この場合の撤回処分書の意味は。</p>
局長 補 佐	議 長	<p>今まで契約していた内容は、それはそれで今までどおりですが、いずれこの契約のままですと15年以上の契約を満たさないために、ここで一旦、新たにまた契約し直しまして、15年を設定するというふうな計画となります。</p> <p>暫時休憩します。 (午後2時18分 休憩) (午後2時18分 再開)</p>
局長 補 佐	議 長	<p>再開します。 大変申し訳ございません。 今までの分は生きております。 これから先の分を新しく契約するというところでございます。</p>
10番 佐藤 和威治 委員	議 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>重ねてですけれども、そうした場合に、変更する分、例えば期間の変更ということもあり得るのだと思うんですけれども、もししないで撤回をしなければならなかったというのは、何か理由があるのでしょうか。</p>
局長 補 佐	議 長	<p>平成29年9月25日付で通知が出ているんですけれども、こういった場合については、最初の契約した行為を瑕疵なく取り進める場合のことを撤回という言葉を使ってやっているわけなので、そういった意味になるんですけれども、説明が下手ですみません。</p>
議 長	議 長	<p>ほかにございませんか。 (なしの声あり)</p>
議 長	議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第109号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長	議 長	<p>満場です。 よって、「議案第109号」を可と決します。</p>

議 長

次に、「議案第110号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

35ページのほうをお開き願います。

議案第110号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案内容についてをご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

本案に係る申請は、利用権貸借が3件、所有権移転1件、農地中間管理機構との集団案件が63件でございます。

初めに36ページの利用権貸借についてでございますが、第1号については、花泉地域の賃貸借の申請であります。

第2号については、東山地域の賃貸借の申請であります。

第3号については、川崎地域の賃貸借の申請であります。

37ページをお開き願います。

所有権移転についてでございますが、第1号は藤沢地域の申請でございます。

38ページをご覧願います。

農地中間管理機構との賃借権による集団案件でございますが、第1号から45ページまでの63号まで、こちらのほうは千厩地域に関わる申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでお目通し願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定した要件において「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、そして「利用権の設定を受けた後において要件を備えることとなること」の両方を満たしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

以上で「議案第110号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第110号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可とする方は挙手願います。

		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第110号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第111号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		46ページをお開き願います。
		議案第111号 農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。
		一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。
		48ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、貸借が2件で、千厩地域に係る申請でございます。
		利用権の設定を受ける者、申請地等は記載されているとおりです。
		以上、各申請の内容については記載されているとおりです。
		また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」については、書類等確認の結果、十分満たしております。
		以上で説明を終わらせていただきます。
議	長	以上で「議案第111号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第111号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第111号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第112号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		55ページのほうをお開き願います。
		議案第112号 農地法の適用外であることの証明願に対する可

議 長
11番
石川 誠司 委員

否についてをご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請ですが、大東地域2件でございます。

申請された内容は記載されているとおりですのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過又は農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ただいまの説明に関連し、地域ごとの担当委員さんの説明をお願いするわけですが、大東地域のみでございます。

大東の担当委員さんの説明をお願いします。

農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和元年11月11日、月曜日、9時30分より、農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員 小野寺 照夫 委員、小野寺 進 委員、事務局職員は千葉主任、支所職員 熊谷産業経済課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR摺沢駅から南東に約2kmの位置にあり、周囲は東側が道、西側が山林、南・北側がため池となっている。

昭和53年ごろから耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。

第2号、申請地は、JR摺沢駅から南に約470mの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が現況雑種地、南側が農地、北側が宅地となっている。

平成8年ごろから宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長
議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第112号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p>
		(挙手満場)
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第112号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第113号 令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を上程いたします。</p>
局	長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>56ページをご覧ください。</p> <p>議案第113号 令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>このことにつきましては、農業委員会として市長に提出する「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙のとおり決定することについて、議決を求めるものです。</p> <p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業・農村の声を代表する組織として、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し農地利用最適化推進施策の改善について、意見書を提出しなければなりません。</p> <p>また、意見書の提出を受けた関係行政機関は、その内容を考慮しなければならないこととされています。</p> <p>意見書原案の作成に当たっては、各地域推進班から出された意見を参考に取りまとめたものです。</p> <p>また、本日の報告第31号で農政専門委員長の報告にあったとおり、原案を農政専門委員会で協議し、そこで出された意見を反映した内容となっております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員についても、11月5日に第3回農地利用最適化推進委員会議を開催した折、今回提出する意見書についてお示しし、内容の確認をしていただいたところです。</p> <p>具体的な内容については、意見書をご覧くださいながら説明をいたします。</p> <p>57ページは意見書の表紙になります。</p> <p>58ページは前文ですが、平成から令和へと変わり、平成の時代約30年の間、農業・農村を取り巻く状況が大きく変化したこと、その中で農業委員会業務の見直しと強化が図られたこと、今年か</p>

ら始まった「地域農業マスタープラン実質化」の取り組みの事などに触れた上で、市に農業・農村が抱える課題解決に向けて、各種施策の推進を要望すると記述をしております。

59ページからは、具体的な要望項目になりますが、1として、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、一層の農地の集積を進めるため、担い手の育成、基盤整備事業・農地中間管理事業の推進、集落営農組織の設立・法人化、畑地の整備などの支援について、6項目の要望を上げています。

59ページから60ページですが、2として、遊休農地の発生防止・解消については、担い手対策、守るべき農地の明確化、中山間地域等直接支払交付金など助成制度の継続と交付単価の増額、兼業農家の支援、農村景観の維持、スマート農業導入への支援など9項目の要望を上げています。

60ページから61ページですが、3として、新規参入の促進についてですが、新規就農希望者へのアピール、研修施設の整備、農福連携の取り組み、学校教育や家庭教育の中で農業体験の取り組み、就農希望者のお試し農業体験の取り組みへの支援など7項目の要望を上げています。

4として、有害鳥獣による農作物の被害の軽減についてですが、被害防止に係る費用の助成、有害鳥獣対策のための情報周知の徹底など2項目の要望を上げています。

意見書の内容については、以上になります。

なお、市長への提出予定は、意見書について議決をいただいた後、速やかにと考えております。

説明については以上です。

議 長 以上で「議案第113号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第113号 令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。
よって、「議案第113号」を可と決します。

議 長

以上で議案が終了いたしました。
第15回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
(午後 2 時35分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員